

(5) 環境に配慮した公共事業

① 環境影響評価

環境影響評価法や三重県環境影響評価条例では、一定規模以上の大規模な開発等を行おうとする事業者は、その事業が、環境へ及ぼす影響の程度を明らかにし、住民等、知事、市町長がそれに対して意見を述べることにより、事業者自らが、環境に配慮して事業を実施するといった一連の手続きを定めています。

その手続きの中で、知事が事業者へ意見を述べる際には、三重県環境影響評価委員会で、環境影響評価の項目や手法の案を記載した方法書と、事業者が行った環境影響評価の結果を記

載した準備書について、住民等、市町長意見を勘案して審議を行っています。

平成19年度は、3件の事業の方法書(一般国道の道路整備事業、風力発電事業及び土地区画整理事業)と2件の事業の準備書(風力発電事業及び工場の増設事業)について、地域及び事業の特性を考慮し、大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と生態系の保全、廃棄物の適正管理等について配慮するよう三重県環境影響評価委員会の答申を受けて意見を述べました。

② 環境調整システムの運用

三重県では、平成10年度から、県が実施する一定規模以上の開発事業については、計画段階から環境配慮された事業を行うよう「環境調整システム」を運用しています。

公共工事は、計画が策定されてから環境配慮を行おうとしてもその変更が難しいことから、計画等を策定しようとする段階において環境配慮の調整を行うこととしています。環境配慮の検討は公共事業所管部署のみで判断するのではなく、各部局の環境担当者の会議によって総合的に行うこととしています。

平成19年度は、環境調整システムに基づき、以下の4件の事業について環境調整システム推進会議で審議した結果、生態系の影響に関する調査の必要性や周辺の環境に配慮した工法についてなどの意見が出されました。

- 漁港関連道整備事業 桃取地区
- 経営体育成基盤整備事業 桃園西部地区
- 長島地区海岸 国補海岸高潮対策工事
- 県営林道開設工事(鶴ヶ坂線)



TOPICS 6

2008年は国際カエル年

「国際カエル年」とは、世界的に激減していて、多くの種の絶滅が懸念されている両生類の危機に対する世間の理解や認識を高めるために国際自然保護連合(IUCN)と世界動物園水族館協会(WAZA)が中心となって2006年に発足した『両生類の箱舟(Amphibian Ark Project)』プロジェクトが提唱したものです。国際カエル年であるこの1年を通して、世界におけるカエルをはじめとした両生類(イモリ、サンショウウオ等)全体の危機的状況を知ってもらい、両生類を救うための活動の参加を呼びかけた世界的なキャンペーンです。

両生類は環境の悪化に敏感で、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題により生息数が減少し、さらにカエルツボカビ病といった病気の蔓延により世界的にカエル類の減少が問題になっています。

三重県においても、水田の乾田化や水路のコンクリート化などによりカエルの生息できる環境が減りつつあり、懸念されています。カエルなど両生類を守ることは他の動植物を守ることにつながると考え、伊賀地域では公共事業の際に、ツチガエルの保護を工法の指標の一つとし、道路側溝や水路、小河川への小動物用スロープの設置など環境への配慮を行っています。



小動物用スロープ

③ 公共事業における「環境に有益な事業」

四日市市の三滝川では、自然環境の復元とその保全により、河川が本来有している生物の多様性、生息空間の確保を図ることを目的に、自然に配慮した護岸工事を進めました。

南伊勢町の海岸では、多様な生態系の生息の場である海岸の養浜を行っています。



河川：護岸工事
(四日市市三滝川)



海岸：養浜工事
(南伊勢町五ヶ所港海岸 中津浜浦地区)

④ 再生材の利用

県が発注する建設工事から発生する建設発生土、コンクリート塊などの建設副産物の再生資源利用促進率は、建設廃棄物全体で89.2%でした。

建設再生土

工事現場から50km以内の他の公共工事から搬出される発生土がある場合には、工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、経済性にかかわらず利用することを原則としています。そのなかで土質によっては、工法等を工夫し、土質改良等を行うことにより、建設発生土の再利用及び工事流用を図ることとしています。



建設発生土の工事間流用
尾鷲建設事務所（紀北町）

再生アスファルト合材

工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、工事現場から40km以内かつ運搬時間1.5時間以内に再資源化施設がある場合には、経済性にかかわらず再生アスファルト合材を利用することを原則としています。



再生アスファルトを用いた道路舗装
津建設事務所（津市）

再生碎石

工事目的に要求される品質等(修正CBR*、粒度等)を考慮したうえで、工事現場から40km以内に再資源化施設がある場合には、経済性にかかわらず、再生碎石(RC-40)を利用することを原則としています。



再生碎石 (RC-40) を路盤材として利用
四日市建設事務所（川越町）

■参考：三重県建設副産物処理基準

三重県では、昭和59年に建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る建設工事の基準を示し、建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とした三重県建設副産物処理基準を制定しています。この処理基準の中で、工事施工者が再生加熱アスファルト混合物、再生碎石を利用することや、コンクリート塊、アスファルト塊、建設汚泥、建設発生土を再資源化施設へ搬出することが、ルール化されています。

INTERVIEW 5

津建設事務所 ●副所長 鵜飼伸彦

平成19年度に県庁ISOの取組の一環として、道路事業で使用する道路鉢への太陽光発電の導入を図りました。道路鉢は、道路のセンターラインに設置することで注意箇所を明示しスマーズな車の誘導を図る、カーブなどの危険箇所で有効な交通安全施設です。これまで一般的にカーブに使用されていた照明灯と比較すると、太陽光発電を使用しますので、より環境に配慮した施設といえます。また、環境に配慮した公共工事の実施として、コンクリート廃材などの建築副産物を再生利用し、工事にもグリーン購入を適用し、リサイクル製品（再利用製品、土壤材）の使用にも心がけています。



鵜飼伸彦